

## 森町現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領

平成25年 7 月 1 日

森町訓令第 9 号

[沿革] 平成29年7月10日訓令第12号改正

### (目的)

第 1 条 この要領は、森町建設工事執行規則（平成21年森町規則第 8 号）別記建設工事請負標準契約書式（以下「標準契約書」という。）第 9 条第 3 項に規定する現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (常駐を要しない期間)

第 2 条 現場代理人の工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、現場代理人について工事現場における常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 標準契約書第19条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前 3 号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- (5) 次条の規定により工事の現場代理人を兼任する期間

### (兼任を認める対象工事)

第 3 条 現場代理人の兼任を認める対象工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 兼任する工事の請負金額の合計が、3,500万円未満であること。ただし、建築一式工事を含む場合は7,000万円未満（建築以外の工事については、3,500万円未満）とする。
- (2) 兼任する工事現場が、原則森町内であること。
- (3) 兼任する工事が公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第 2 条第 2 項に規定する工事をいう。）であること。

ただし、他発注機関の工事との兼任の場合は、他発注機関が兼任を認めている場合に限るものとする。

- (4) 兼任する現場代理人が他の工事で建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。
  - (5) 当該工事の現場代理人（主任技術者兼任の場合を含む。）が兼任できる工事は、別件工事と併せて2件までとする。この場合、別件工事において兼任できるものは、現場代理人（主任技術者兼任も可とする。）又は主任技術者とする。
- 2 当該工事又は別件工事のいずれかが建設業法第26条第3項に該当し、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項により密接な関係のある工事について同一の専任の主任技術者が管理できるとされた場合の取扱いは、次に掲げるとおりとする。
- (1) 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場相互の間隔が5キロメートル程度の近接した場所であること。
  - (2) 同一の専任の主任技術者が管理すること。ただし、発注機関が異なる場合は双方から承認されるものに限る。
  - (3) 当該工事の現場代理人（主任技術者兼任の場合を含む。）が兼任できる工事は、別件工事と併せて原則2件までとする。この場合、別件工事において兼任できるものは、現場代理人（主任技術者兼任も可とする。）又は主任技術者とする。
  - (4) 本項の規定は、専任の監理技術者については適用されないものとする。
- 3 同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者が複数工事全体を管理できると認められる場合は、現場代理人（主任技術者又は監理技術者兼任の場合を含む。）についても同じ取扱いとすることができる。
- 4 前3項によるほか、工事を中止する期間が設計図書又は打合せ記録簿等の書面により明確になっている場合で、かつ、現場管理が十分に行われていると認められる場合は、他の工事の現場代理人となることができる。ただし、現場代理人が主任技術者又は監理技術者を兼任している場合は、常駐の要否とは別に専任期間（完了検査終了まで）を確保するものとする。

**（兼任の条件）**

第4条 受注者は現場代理人を兼任するそれぞれの工事に、受注者の社員等で確実に連絡が可能である連絡員を定め、現場代理人が現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に配置させ、発注者との連絡に支障がないよう万全を期すものとする。

2 受注者は現場代理人を兼任する場合において、それぞれの工事における現場代理人としての職務を適切に行うものとする。

#### **(兼任の手続)**

第5条 受注者は、現場代理人を兼任させようとするときは、現場代理人兼任届（様式第1号）を提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、兼任の適否を判断し、速やかに現場代理人兼任回答書（様式第2号）を交付するものとする。

#### **(契約変更に係る取扱い)**

第6条 第3条第1項の規定により現場代理人の兼任を認められた工事において、契約変更により請負金額の合計が3,500万円（建築一式工事を含む場合は7,000万円）以上となった場合も引き続き兼任を認めるものとする。

2 前項において、1件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となった場合は、現場代理人変更届（様式第3号）により現場代理人を変更するものとする。ただし、工期末の変更の場合で現場代理人を変更することが適当でない認められるときは、この限りでない。

#### **(兼任の取消し)**

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼任を取り消すことができるものとする。

- (1) 受注者が現場代理人を兼任することにより、工事現場の運営、施工、管理等に不都合が生じた場合
- (2) 受注者がこの要領の規定に違反していると認められる場合
- (3) 受注者が虚偽の届出により承認を得たと認められる場合

2 前項の規定により現場代理人の兼任を取り消すときは、取消しの理由を付して書面で受注者に通知するとともに、現場代理人変更届を提出させ現場代理人を変更するものとする。

#### **(営業所の専任技術者)**

第8条 営業所の専任技術者が現場代理人を兼任できる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該営業所において、請負契約が締結された建設工事であること。
  - (2) 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接（原則森町内）していること。
  - (3) 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
  - (4) 現場代理人を兼任できる工事件数は、原則２件までとする。
  - (5) 工事の請負金額合計が、第３条第１項に規定されるものであること。
  - (6) 他の工事で建設業法第26条第３項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者として配置されていないこと。
- ２ 町長は、営業所の専任技術者が現場代理人を兼任する場合において、前３条の規定を準用することができるものとする。

（その他）

第９条 この要領の施行について必要な事項は別に定める。

- ２ この要領により難い特別な事由があるときは、その都度町長の承認を得て別段の定めによることができるものとする。

附 則

この訓令は、平成25年７月１日から施行する。

附 則（森町訓令第12号）

この訓令は、平成29年７月10日から施行する。

現場代理人兼任届

年 月 日

森町長 様

受注者 住 所  
商号又は名称  
代表者 印

次の工事に係る現場代理人を兼任させたいので届け出ます。

記

1 兼任する工事 1 【営業所の専任技術者： 〃】

|        |               |           |  |
|--------|---------------|-----------|--|
| 工事名    |               |           |  |
| 工事場所   |               | 現場代理人     |  |
| 契約金額   |               | 連絡員       |  |
| 発注者(課) |               | 主任(監理)技術者 |  |
| 契約工期   | 年 月 日 ～ 年 月 日 |           |  |

2 兼任する工事 2 【営業所の専任技術者： 〃】

|        |               |           |  |
|--------|---------------|-----------|--|
| 工事名    |               |           |  |
| 工事場所   |               | 現場代理人     |  |
| 契約金額   |               | 連絡員       |  |
| 発注者(課) |               | 主任(監理)技術者 |  |
| 契約工期   | 年 月 日 ～ 年 月 日 |           |  |

3 理 由

- ☐ (1) 営業所の専任技術者と現場代理人を兼任
- ☐ (2) 請負対象金額合計額 3,500 万円(税込)（建築一式は 7,000 万円（税込））未満の兼任
- ☐ (3) 密接な関連のある工事を近接施工する場合の兼任
- ☐ (4) 複数の工事を一の工事とみなす場合の兼任
- ☐ (5) 常駐を要しない期間における兼任

|           |               |
|-----------|---------------|
| 工 事 名     |               |
| 常駐を要しない期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 常駐を要しない理由 |               |

様式第 2 号（第 5 条関係）

現場代理人兼任回答書

(記号)第 号  
年 月 日

(受注者)

様

森町長

印

年 月 日付けで届け出がありました現場代理人の兼任について、  
次のとおり回答します

記

1 工事 1

2 工事 2

3 現場代理人氏名

4 兼任の適否 現場代理人の兼任を（認めます・認めません）。

※認めない場合は理由を記載

様式第3号（第6条関係）

現場代理人変更届

年 月 日

森町長 様

受注者 住 所  
商号又は名称  
代表者

印

次のとおり現場代理人を変更しますので届け出ます。

記

1 工事名

2 契約金額

3 工期 年 月 日 ～ 年 月 日

4 現場代理人氏名

（1）変更前

（2）変更後

5 変更理由